



放課後児童クラブ のご案内

志摩市役所こども家庭課

☎0599-44-0282



【施設一覧】

施設名	住所	定員 (人)	電話
大王放課後児童クラブ	大王町波切877番地3 大王小学校体育館2階	30	72-2121
志摩放課後児童クラブ	志摩町和具314番地1 志摩小学校1階	40	85-1126
鵜方放課後児童クラブ	阿児町鵜方1404番地3	100	43-6044
神明放課後児童クラブ	阿児町神明346番地4	70	43-3556
東海放課後児童クラブ	阿児町甲賀1518番地 東海小学校1階	75	45-5550
浜島放課後児童クラブ	浜島町浜島1112番地 浜島小学校1階	25	090-2138-2858
磯部放課後児童クラブ	磯部町迫間13番地1 川辺コミュニティセンター2階	75	55-3600

放課後児童健全育成事業

仕事などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者などが家庭にいない児童をお預かりし、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者などが安心して働くことのできる環境を提供します。

対象児童

保護者などが仕事などで昼間家庭にいない小学校に通う児童

開設日及び利用時間

月曜日～金曜日

放 課 後～午後6時

土曜日・夏休みなど、学校が休みの日 午前8時～午後6時

※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

※詳細については、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

活動内容

- ◎放課後児童の健康管理、安全確保に努め、情緒の安定を図る
- ◎遊びを通して自主性、社会性、創造性を培う
- ◎児童の遊びの活動状況の把握と家庭との連携
- ◎家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援



利用料金

区 分	定 義	使 用 料	
		月 額	※夏休み期間
小学 1 年生～3 年生	○生活保護法による被保護世帯 ○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	1 人目 6,000 円 2 人目以降 3,000 円	1 人目 9,600 円 2 人目以降 4,800 円
	上記以外の世帯	1 人目 10,000 円 2 人目以降 7,000 円	1 人目 16,000 円 2 人目以降 12,000 円
小学 4 年生以上	○生活保護法による被保護世帯 ○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	3,000 円	9,600 円
	上記以外の世帯	6,000 円	16,000 円

※利用実績にかかわらず、登録されている期間での利用料金となります。

入会優先基準

先着順ではありません。申込み多数により定員を超えた場合は、下記の入会優先基準による審査により利用の決定をおこないます。

基本加算

項目		加 点	備 考
ひとり親家庭		10	
家庭外勤務 (常勤)		5	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務状況は保護者それぞれの勤務ごとに加点 ・保護者以外の同居者の勤務については加点しない ・パートタイムの勤務時間については週平均時間数で計算 ・専業主婦(夫)はいずれの項目も含まない
家庭外勤務 (パートタイム)	週40時間超	4	
	週30～40時間	3	
	週20～30時間	2	
	週20時間以下	1	
家庭内勤務 (農業・自宅経営等)	1日8時間超	3	
	1日5～8時間	2	
	1日5時間以下	1	
勤務終了時間が14時30分以前		-1	
祖父母同居		-2～0	
祖父母町内在住		-1	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母が働いている場合は0点
児童の学年		12-児童の学年	<ul style="list-style-type: none"> ・6～11点の範囲で加算
合 計			

※保護者とは、主に児童の父母を指す。

調整項目

項目		加 点	備 考
保護者に 疾病有	重度 (寝たきり・施設入所等)	7	<ul style="list-style-type: none"> 保護者がともに疾病中ならそれぞれの状態ごとに加点 同居者が疾病中の場合は、加算点数より-1して計上する (下限値1点)
	通院(週3日以上または月15日以上)	5	
	通院(週2日または月6日以上14日以下)	3	
	要自宅療養または通院 (週1日または月5日以下)	1	
保護者に 障がい有	重度	7	<ul style="list-style-type: none"> 複数人いた場合はそれぞれ加点 障がい者の判定は、下記のとおり 重度：身障1・2級、精神1級、療育A 中度：身障3・4級、精神2級、療育B1 軽度：身障5・6級、精神3級、療育B2
	中度	5	
	軽度	3	
保護者に 要介護有	自宅介護	7	※同一人物が複数手帳を持っていた場合、その中で最も重度のもので判定する
	通院・通所	5	
	施設入所	3	
同居親族の 介護・監護	常時介護	5	<ul style="list-style-type: none"> 複数人いた場合はそれぞれ加点
	付き添い	3	
生活保護世帯		5	
合 計			

同点の場合の選考基準 ①>②>③

- ①：基本加算と調整項目の合計が同点の場合、基本加算の高い児童を上位とする。
- ②：対象児童の学年が低い家庭を上位とする。
- ③：多子世帯を上位とする。